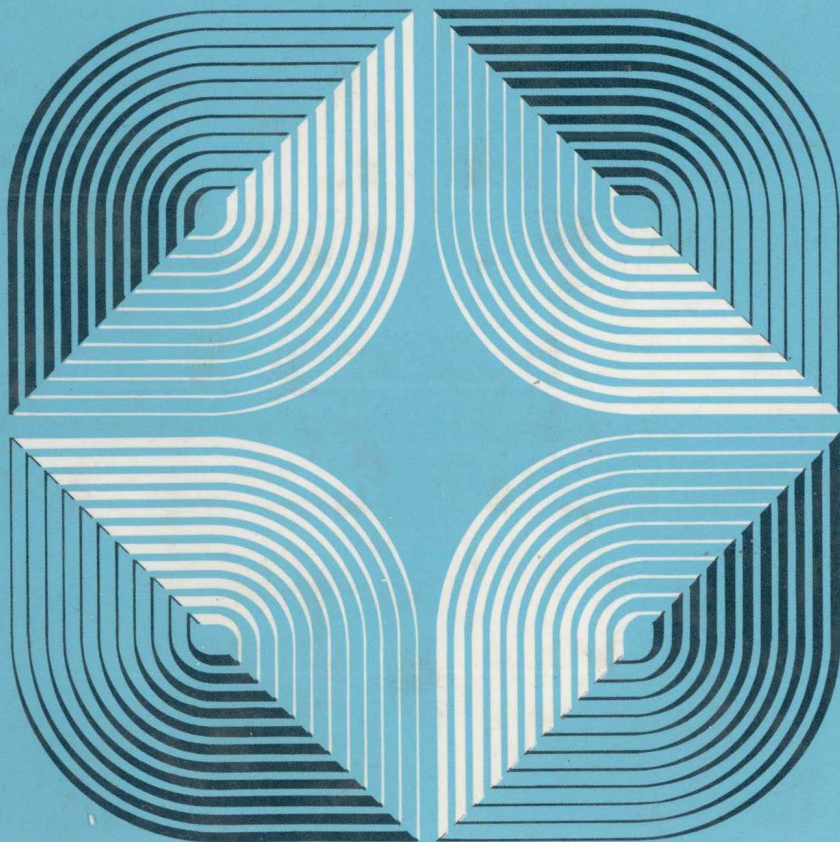


新所得税教科書

昭和57年版

公認会計士・税理士

牟田口 實著



中央経済社

新所得税教科書

昭和 57 年版

公認会計士・税理士

牟田口 實著



中央経済社

著者紹介

昭和32年 水沢税務署長
昭和33年 国税庁税務講習所教育官(現税務大学校教授)
昭和39年 国税庁長官官房首席監督官補佐・監督官
昭和40年 東京国税局調査第一部特別調査官
昭和42年 東京国税局徴収訟務官室長
昭和44年 東京国税局直税訟務官室長
昭和46年 東京国税不服審判所部長審判官、横浜支所長
昭和47年 名古屋国税局徴収部長 昭和48年退官
昭和53年4月～昭和56年3月 国士館大学大学院講師
現在 公認会計士・税理士
著書「所得税解説」「例解所得税」「所得税法」
「所得税の税務簿記」「法人税の税務簿記」
「体系所得税問題詳解」「所得税の予定納税
と確定申告納税」「所得税理論と計算」「法
人成の経理と税務」「会社の節税」

検 印
省 略

新 所 得 税 教 科 書 [昭和57年版]

昭和57年6月1日 印刷

昭和57年6月5日 発行

著 者 牟田口 實

発行者 渡辺 正一

印刷者 柳瀬 二郎

発行所 株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町1-31-2

電 話 03(293) 3371(編集部)

03(293) 3381(営業部)

振替口座・東京 0-8432

落丁・乱丁本はお取替え致します。昭和工業・誠製本

4621

ISBN 4-481-83012-3 C 3034

は し が き

新所得税教科書は、税理士試験の出題傾向、税務実務の進展及び最近の税法改正を織り込んで簡潔で、理解され易い類型と計算方式と図解とを中心として抜本的に書き直したものであります。特に昭和57年版は基本通達の改正を織り込み、且つ、多様化した個別の実務と普遍的な論理とを十分吟味し、受験所得税と所得税実務とを統合して記述したつもりであります。

思えば所得税法が新しい装いのもとに昭和25年に施行されて以来すでに32年、その間、ある時は所得税の実践にたずさわリ、ある時は所得税法の講本の執筆に当リ、かつ、それを教授し、他の時には税務第一線で所得税実務を指揮し、所得税訴訟に従事する等その大部分を所得税法の実務と研究についやしてきました。そして民間に入って公認会計士、税理士として又は大学院の講師として税理論の研究と税実務の体験をしました。

これらの体験とささやかな研究の結果を「新所得税教科書」に集約したものであります。

これは、偏えに、その間仰いだ先輩、同僚各位の温かいご指導とご鞭撻のお蔭であります。

所得税法は、難解な法律であると一般にいられていますが、これを専門に研究する人も実務を経験している人も比較的多いと思います。これらの実務と研究とが集積して今日の所得税の大動脈を形成しているものであるといえます。

この教科書は、その動脈の中核にあるものを試掘、要約し、初心者にとって、消化し易い手引又は基準としての役割をもつことを念願としているものであります。

所得税法には、いわば本質的な部面と政策的な部面とがあり、互にからみあって、法体系を構成しています。このうちいわば本質的なものを抽出し、それを組織化し、系統化したつもりであります。

2 は し が き

昭和 57 年度の改訂に当っては、特に改正租税特別措置法について国税庁所得税課課長補佐菊池衛氏の執筆に負うところ大であります。そして新所得税教科書は中央経済社石井聖氏の企画にそって誕生したものであります。また校正については、国税庁村山文彦、菊池衛各氏及び中央経済社のスタッフの協力に負うところであります。

なお、資料等については大蔵省神谷修氏及び国税庁石森宏宣氏の協力にまところが大い。

記して謝意を表する次第であります。

昭和 57 年 5 月

著 者 識

目 次

第1章 課税標準	1
第1節 課税標準及び所得税額の計算原理	1
第2節 各種所得の金額の計算	6
第1 各種所得の種類及び所得計算の通則	6
第2 利子所得	8
一 利子所得の意義	8
二 利子所得の金額の計算方法	10
三 利子所得の課税方式	12
第3 配当所得	16
一 配当所得の意義	16
二 配当所得の金額の計算方法	22
三 配当所得の課税方式	26
第4 不動産所得	28
一 不動産所得の意義	28
二 不動産所得の金額の計算方法	31
三 不動産所得の課税方式	37
第5 事業所得	37
一 事業所得の意義	37
二 事業所得の金額の計算方法	46
Ⅰ 総収入金額	46
Ⅱ 特殊な所得の計算	53
Ⅲ 必要経費	58
Ⅳ 割戻し等	58
三 土地の譲渡等に係る事業所得等の分離課税の特例	63
第6 給与所得	65

2 目 次

一	給与所得の意義	65
I	給与等	66
II	給与等とみなす年金	68
二	給与所得の金額の計算方法	68
第7	退職所得	74
一	退職所得の意義	74
二	退職所得の金額の計算方法	77
三	退職所得の課税方式	81
第8	山林所得	82
一	山林所得の意義	82
二	山林所得の金額の計算方法	84
三	所得金額の計算その他の特例	88
第9	譲渡所得	89
一	譲渡所得の意義	89
二	譲渡所得の金額の計算方法	100
三	譲渡所得の課税の特例	112
第10	一時所得	125
一	一時所得の意義	125
二	一時所得の金額の計算方法	128
第11	雑所得	130
一	雑所得の意義	130
二	雑所得の金額の計算方法	132
第3節	収入金額及び必要経費	135
第1	収入金額	135
一	収入金額の意義	135
二	経済的利益	136
三	農産物の収穫	139
四	たな卸資産等の自家消費	140
五	たな卸資産の贈与等	140

六 山林又は譲渡所得の基因となる資産の贈与等	141
七 国庫補助金等の特例	142
八 移転等の支出に充てるための交付金	144
九 収入金額とされる保険金等	145
第2 必要経費	147
一 必要経費の意義	147
二 非必要経費（家事関連費，租税公課等）	149
三 必要経費となる費用	152
四 売上原価（仕入品の原価）等の計算	157
五 減価償却資産の償却	169
六 劣化資産の必要経費算入	191
七 繰延資産の償却	193
八 資本的支出と修繕費	201
九 資産の損失	207
十 借地権の減価	221
十一 事業主と生計を一にする親族に対して支払う対価	222
第3 収入金額及び必要経費の特例	225
一 事業を廃業した場合の必要経費の特例	225
二 資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の特例	226
三 社会保険診療報酬にかかる必要経費の特例	228
第4 収入金額及び必要経費の帰属時期の特例	229
一 割賦販売等	229
二 延払条件付販売又は延払条件付請負	231
三 長期工事の請負	232
四 小規模事業者に係る特例	233
第4節 青色申告者の特例	236
第1 概 要	236
第2 貸倒引当金	238
第3 返品調整引当金	242

4 目 次

第4 返品債権特別勘定	245
第5 退職給与引当金	246
第6 価格変動準備金	252
第7 特別修繕引当金	256
第8 製品保証等引当金	260
第9 その他の準備金	262
第10 青色申告者の減価償却に対する特例	263
第11 特別控除の特例	264
第12 青色申告控除	265
第13 みなし法人課税の選択	265
第14 所得税額特別控除	269
第15 純損失の繰戻し及び繰越控除	269
第5節 損益通算及び繰越控除	270
第1 損益通算	270
一 損益通算の意義	270
二 損益通算の順序	270
第2 純損失又は雑損失の繰越控除	274
第6節 所得控除	282
一 雑損控除	285
二 医療費控除	289
三 社会保険料控除	291
四 小規模企業共済等掛金控除	291
五 生命保険料控除	291
六 損害保険料控除	293
七 寄付金控除	294
八 障害者控除	296
九 老年者控除	298
十 寡婦（寡夫）控除	298
十一 勤労学生控除	300

十二 配偶者控除	301
十三 扶養控除	304
十四 基礎控除	306
十五 所得控除の順序	306
第2章 税額計算及び税額控除	309
第1節 税額計算	309
一 基本税率による税額計算	309
二 土地等の譲渡に係る税額計算の特例	310
三 簡易税額表による税額計算	311
第2節 税額控除	313
一 配当控除	314
二 外国税額控除	315
三 所得税額の特別控除	316
第3章 平均課税と合算課税	321
第1節 変動所得、臨時所得の平均課税	321
一 臨時所得	321
二 変動所得	323
三 税額の計算	324
第2節 資産所得の合算課税	327
一 資産所得の合算課税	327
二 資産合算がされる場合の所得控除等	329
三 税額の計算	330
四 資産合算を行わない場合	331
五 申告の手續その他についての調整	331
第4章 所得税の非課税及び減免	335
第1節 非 課 税	335
第1 主観的非課税	335
第2 非課税所得	335
一 所得税法の規定によるもの	336

6 目 次

二	その他の法令によるもの	349
第2節	免税所得	352
第3節	所得税の減免	355
一	災害減免の意義	355
二	適用条件	355
第5章	納税義務	357
第1節	納税義務の概説	357
第2節	納税義務者	358
一	居住者	359
二	非永住者	361
三	非居住者	362
四	内国法人	364
五	外国法人	365
六	人格のない社団等	365
第3節	所得の帰属	366
一	実質所得者課税の原則	367
二	事業所の所得の帰属の推定	371
三	信託財産に係る収入及び支出の帰属	371
四	公社債の利子等の帰属	372
第6章	申告納税	373
一	予定納税	375
二	確定申告及び確定納税	377
三	延納	388
四	還付	389
五	青色申告	394
第7章	源泉徴収	399
一	意義	400
二	源泉徴収義務者	400

三 性 格	400
四 徴収及び納付の時期	401
五 納付の方法	402
六 特 徴	402
七 徴収上の保障	402
八 む す び	402
第 1 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収	403
第 2 給与所得に係る源泉徴収	405
一 給与支払者の源泉徴収義務	405
二 源泉徴収税額	407
三 年末調整	410
第 3 退職所得に係る源泉徴収	413
第 4 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収	415
一 報酬、料金、契約金又は賞金	415
二 生命保険契約に基づく年金	417
三 償還差益	418
第 5 強制徴収	419
第 8 章 更正及び決定	421
第 1 更正及び決定	421
第 2 更正又は決定のための調査	423
一 青色申告者に対する調査	424
二 推計課税	425
三 同族会社等の行為又は計算の否認	426
四 事業所の所得の帰属の推定	428
五 更正決定の期間制限	429
第 9 章 税務争訟	433
第 1 概 説	433
第 2 不服審査の通則	435
一 国税に関する処分についての不服申立て	435

8 目 次

二 不服申立てができない処分	437
三 不服申立期間	438
四 国税不服審判所及び国税審判官等	439
五 行政不服審査法との関係	439
第3 異議申立て	439
一 異議申立書の記載事項	439
二 税務署長経由による場合	440
三 納税地異動の場合	440
四 異議申立事件の決定機関の特例	441
五 決 定	441
六 決定の手続及び教示	442
第4 審査請求	443
一 審査請求書の記載事項	443
二 処分庁経由による場合	443
三 合意によるみなす審査請求	444
四 答弁書、証拠書類及びその他の物件等の提出及び閲覧	444
五 担当審判官の指定及び審理のための質問検査	445
六 裁 決	446
七 国税庁長官の指示等	446
八 裁決の拘束力	447
第5 雑 則	448
一 不服申立ての取下げ	448
二 誤った教示をした場合の救済	448
第6 訴 訟	449
一 行政事件訴訟法との関係	449
二 不服申立ての前置	449
三 不服申立措置の特例	449
四 訴訟提起中の不服申立てについての決定又は裁定	450
五 証拠申出の順序	450

六	出訴期間	450
七	訴訟当事者	451
第10章	納税地，雑則，附帯税及び罰則	453
第1節	納 税 地	453
一	原則的納税地	453
二	納税地の特例	454
三	死亡した者の納税地	454
四	納税地の指定	454
五	指定納税地の取消し後の効力	455
六	納税地の異動の届出	455
七	確定申告書を提出すべき税務署	455
八	更正等の所轄税務署	456
九	納税管理人	456
第2節	雑 則	457
一	概 説	457
二	申告書の公示	457
三	財産債務明細書の提出	458
四	支払調書等の提出	458
五	所得税に関する附加税禁止	461
六	当該職員の調査諮問権	461
第3節	延滞税，附帯税	464
一	概 説	464
二	延 滞 税	465
三	利 子 税	466
四	加 算 税	466
第4節	罰 則	470
一	概 説	470
二	所得税を免れる等の罪	470
三	源泉徴収に係る所得税を納付しない罪	471

10 目 次

四 秩 序 犯	471
五 そ の 他	473

第1章 課 税 標 準

第1節 課税標準及び所得税額の計算原理

1 課税標準の意義

所得税の課税標準は、所得税が賦課される標準、すなわち、所得税額が算定される基準となるものである。

居住者の所得税の課税標準は、1暦年間（その年1月1日から12月31日までの間）に発生した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう（法22①）。

しかし、昭和45年分以降、土地・建物等の譲渡による所得については、これらの課税標準から分離して独自に計算するものとされている。従って、限時的に、現行所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の六つに類別される（法22①、措法28の6、31①、32①）。

（注）いわゆるみなし法人課税の特例を選択する場合には、上記の六つのほかに「みなし法人所得額」（過大報酬額を含む。）があることになる（措法25の2）。

2 各種所得の分類

課税標準の計算に当っては、非課税所得を除き、1暦年間に得た所得を、その性質、源泉、課税目的又は担税力の差異等から、①利子、②配当、③不動産、④事業、⑤給与、⑥退職、⑦山林、⑧譲渡、⑨一時及び⑩雑の10種類の所得（これらを「各種所得」という。）に分類し、それぞれの所得ごとに所定の定則に従って所得の金額を計算する。この種類ごとに計算された金額を「各種所得の金額」という（法2①二十二）。その内容は、次のとおりである。

所得の種類	所 得 の 内 容
利 子 所 得	公社債・預貯金の利子、合同運用信託（貸付信託等）・公社債投資信託の収益の分配金から生ずる所得
配 当 所 得	法人から受ける利益の配当金、証券投資信託の収益の分配金等から生ずる所得
不動産所得	土地・建物など不動産の貸付、地上権等不動産上の権利の貸付、船舶・航空機の貸付から生ずる所得
事業所得	製造業・卸小売業・農漁業・自由業等事業から生ずる所得
給 与 所 得	俸給・給料・賃金・歳費・賞与・年金・恩給、社会保険制度に基づいて支給される年金等の支払によって得る所得
退職所得	退職手当・一時恩給・その他退職により一時に受ける給与等の支払によって得る所得
山 林 所 得	山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡することにより生ずる所得。ただし、取得後5年以内に譲渡した所得は、事業所得又は雑所得
譲 渡 所 得	土地・借地権・建物・機械等の資産の譲渡により生ずる所得。ただし、事業所得、山林所得、雑所得に該当するものを除く。
一 時 所 得	営利を目的とした継続的行為から生じた所得でなく、労務や役務の報酬でなく、資産の譲渡から生じた所得でない一時的に生ずる所得、懸賞の賞金、競馬の払戻金、生命保険の満期返戻金等である。
雑 所 得	以上、9種の所得以外の所得、非事業用貸金の利子、作家以外の者の原稿料や印税、講演料、郵便年金等である。

（注）各種所得の意義及びその金額の計算については、本章第2節参照

3 所得の総合と損益通算

①利子、②配当、③不動産、④事業、⑤給与、⑧譲渡、⑨一時及び⑩雑の各所得の金額を合計して総所得金額を計算する（法22②）。この場合、譲渡所得のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額及び一時所得の金額は、その合計額の2分の1を合算する（法22②二）。

ただし、この総所得金額の計算（所得の総合）に当っては、次の所得金額を除外する（法21、措法3、3の2、8の2、8の4、8の5、25の2、28の5、31、32、41の12）。

- ① 利子所得のうち、源泉分離課税を選択したもの及び確定申告をしないことを選択したいわゆる要求払預金の利子に係るもの
- ② 配当所得のうち、源泉分離課税を選択したもの及び確定申告をしないことを選択したいわゆる少額配当に係るもの
- ③ 土地等又は建物等を譲渡した場合の譲渡所得